令和５年１月６日

報道機関各社　御中

連　絡　先	
担当部局	健康福祉部こども局 こども支援課
電話番号	53－4198

１．発表事項　　まつさかすくすく応援パッケージを開始しました。

２．内　容

国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てが出来るよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業について、松阪市では『まつさかすくすく応援パッケージ』と名付け、令和５年１月より開始しました。

◎伴走型相談支援について（担当：健康づくり課）

妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等の継続実施を通じ必要な支援につなぐことを目的とする。

妊娠届出時の面談、妊娠８か月頃、出生届出後に面談等の機会をもち、それぞれの時期にあったサービスや制度の紹介や悩みを共有できる仲間づくりの場の紹介などを行う。

◎経済的支援について（担当：こども支援課）

妊娠期や出産後の経済的負担の軽減および伴走型相談支援の実効性を高める目的として以下のとおり出産・子育て応援ギフトを支給する。

・たまごギフト（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）
妊娠届出時の面談を実施後の申請により、現金にて５万円を支給する。

・ひよこギフト（出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）
出生届出後の赤ちゃん訪問実施後の申請により、現金にて５万円を支給する。

３．対象者およびギフトの申請方法

（１）令和５年１月以降に妊娠届出をされた妊婦の方

妊娠届出時に保健師の面談を実施、面談後に申請に必要な書類等をお渡ししますので、受け取り次第申請してください。【申請期限：妊娠中】

（２）令和５年１月以降に出産した子どもの養育者の方

赤ちゃん訪問にて保健師等との面談を実施、面談後に必要な書類等をお渡ししますので、受け取り次第申請してください。【申請期限：生後４か月頃まで】

経過措置として

（３）令和４年４月から 12 月までに妊娠届出をされた妊婦の方

●令和４年４月から 11 月までに妊娠届出された妊婦の方（対象　約 500 人）

　１月 20 日（金）にアンケートおよび申請書等を送付しますので、届き次第申請してください。【申請期限：令和５年３月 31 日まで】

●令和４年 12 月に妊娠届出された妊婦の方

　２月上旬にアンケートおよび申請書等を送付しますので、届き次第申請してください。【申請期限：令和５年３月 31 日まで】

（４）令和４年４月から 12 月までに出産した子どもの養育者の方

●令和４年４月から 11 月までに出産した子どもの養育者の方（対象　620 人）

　１月 10 日（火）にアンケートおよび申請書等を送付しますので、届き次第申請してください。【申請期限：令和５年３月 31 日まで】

●令和４年 12 月に出産した子どもの養育者の方

　１月 23 日（月）にアンケートおよび申請書等を送付しますので、届き次第申請してください。【申請期限：令和５年３月 31 日まで】

☆申請方法：WEB 申請または郵送申請のどちらかでお願いします。

※二重で申請された場合は、WEB 申請を優先させていただきます。

（WEB 申請の方が早く支給できる可能性があります。）

☆支 給 日：申請からおよそ１か月後の振込を予定しています。

※申請内容に不備等がある場合、他自治体への確認が必要な場合等は支給が遅れる場合があります。

※支給が決定しましたら、振込通知書を送付しますので、通知書にて振込日をご確認ください。

４．お問合せ先

〇伴走型相談支援（面談・赤ちゃん訪問）については

松阪市役所健康福祉部　健康づくり課

健康センター　はるる　　　TEL:0598-20-8087

〇経済的支援（たまごギフト・ひよこギフト）については

松阪市役所健康福祉部　こども局　こども支援課

こども係　⑩-1　　　　　　TEL:0598-53-4081